

○公設喫煙所について

1. 公設喫煙所イメージ

屋外閉鎖型喫煙所（大阪市北区事例）



屋外開放型喫煙所（大阪市都島区事例）



2. 公設喫煙所運営内容

- ・ 1日8時間以上かつ週5日以上供用。（場所ごとに地域事情などを踏まえて、適切な供用日や時間の設定を検討します。）
- ・ 施設内の状況が屋外から確認できるような仕様とし、閉鎖時間中は機械警備を実施し、不法侵入等を防止し施設の安全な運営を行います。
- ・ 閉鎖型喫煙所については、施設内から屋外への排気口を天井近くの高い場所に設置し、人通りの少ない場所に向くようにします。
また、屋外への排気は、健康増進法の屋内排気の基準である総揮発性有機化合物（TVOC）の除去率が95%以上であること、及び浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m3以下であることの基準を満たす脱臭装置を通して排気することとします。
- ・ 運営日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理に努めます。